

## 第20節 短期滞在

### 第1 在留資格の審査

#### 1 短期滞在の在留資格について

「短期滞在」の在留資格は、我が国に一時的に滞在して、観光、親族訪問、短期商用などの活動を行う外国人を受け入れるために設けられたものである。近年、国際交流の活発化に伴い我が国への入国者が増加しているが、その多くは「短期滞在」の在留資格で入国・在留している。また、「短期滞在」の在留資格は、日本の社会や文化等を対外発信する機会にもつながっている。

そのため、「短期滞在」に係る審査業務では、特に、報酬（注）の有無、活動内容の虚偽性、滞在期間に着目して、適切かつ効率的に許可要件への適合性について審査することが求められている。

なお、施行規則19条の3の各号に定める「業として行うものでない講演に対する謝金」や「日常生活に伴う臨時の報酬その他の報酬」については、「報酬」に含まれない。

#### 2 該当範囲

入管法別表第1の3の表の「短期滞在」の項の下欄は、本邦において行うことができる活動を以下のとおり規定している。

本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動

##### (1) 該当する活動

具体的には、次のような活動が該当する。

ア 観光、娯楽、参詣、通過の目的での滞在

イ 保養、病気治療の目的での滞在

（注）入院して治療を受ける外国人患者又はその同行者は、滞在期間が90日以内の場合は「短期滞在」により、90日を超える場合は「特定活動」（6月）を決定する。

ウ 競技会、コンテスト等へのアマチュアとしての参加

エ 友人、知人、親族等の訪問、親善訪問、冠婚葬祭等への出席

オ 見学、視察等の目的での滞在

カ 教育機関、企業等の行う講習、説明会等への参加

キ 報酬を受けないで行う講義、講演等

ク 会議その他の会合への参加

(注) 日本法人の経営者に就任し、かつ日本法人から報酬が支払われる場合は、その者が当該事業の経営等に関する会議、連絡業務等で短期間来日するときであっても「経営・管理」の在留資格に該当し、「短期滞在」には該当しない。

ケ 本邦に出張して行う業務連絡、商談、契約調印、アフターサービス、宣伝、市場調査、その他のいわゆる短期商用

(注) 外国企業の業務遂行のための活動を行う目的で本邦に滞在する場合は、当該業務が当該外国企業の外国における業務の一環として行われるものであることが必要である。

コ 我が国を訪れる国公賓、スポーツ選手等に同行して行う取材活動等、本国での取材活動に付随した一時的用務としての報道、取材活動

(注) 米国人については、査証免除協定により対象外となっている。

サ 本邦の大学等の受験、外国法事務弁護士となるための承認を受ける等の手続

シ 報酬を受けずに外国の大学生等が学業等の一環として本邦の公私の機関に受入れられて実習を行う「90日」以内の活動(90日以内の無報酬での「インターンシップ」)

ス その他本邦において収入を伴う事業を運営し又は報酬を得る活動をすることのない短期間の滞在

## (2) 用語の意義

ア 「本邦に短期間滞在して行う」とは、生活や活動の基盤を本邦に移す意思がなく、一時的な滞在であり、査証免除国の最長期間である「180日」以内に、予定された活動を終えることである。

イ 「観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡」は活動の例示であり、「その他これらに類似する活動」が該当する。

## 3 審査のポイント

審査では、「報酬の有無」、「活動内容の信ぴょう性」、「滞在予定期間」に着目する。

### (1) 報酬の有無

収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動は、活動内容、報酬を受ける期間及び金額の多寡にかかわらず「短期滞在」の活動には該当しない。

(注) 役務提供が本邦内で行われ、その対価として給付を受ける場合は、対価を支給する機関が本邦内にあるか否か、また、本邦内で支給するか否かにかかわらず、「報酬を受ける活動」となる。ただし、機械の設置やメンテナンスなど、本邦外の主たる業務に関する従たる業務の場合、当該活動は「報酬を受ける活動」には該当しない。

### (2) 活動内容の信ぴょう性

本邦で行うとする活動に信ぴょう性が認められることが必要である。信ぴょう性は、当該外国人の経歴、出入国歴、本国での職業の有無、本邦滞在中に要する費用の支弁能

力、所持金、本邦にいる関係者の信用度、訪問先との関係、同行者との関係、出迎人との関係、所持品、宿泊先の確保の有無、滞在予定期間及び滞在日程の把握状況などから判断することとなる。

(3) 滞在予定期間

当該外国人の入国目的に応じた合理的な期間であることが必要である。特に、1年のうち180日を超えて滞在することとなる場合は、在留資格該当性を慎重に審査する。

(注) [REDACTED]

(4) 留意事項

ア 更新許可申請の取扱い

(ア) [REDACTED]

(イ) [REDACTED]

(ウ) [REDACTED]

(エ) 出国準備を理由とする更新を希望する場合は、出国便が確保され、確実に出国が見込まれるときに限り、必要最小限の期間として15日、30日又は90日の期間を付与する。 [REDACTED]

(オ) 外国法務事務弁護士となるための法務大臣の承認手続等を行うため入国した者から在留期間内に同手続が終了しないため在留期間の更新許可申請があった場合は、これを許可する。

(カ) 入国日から通算して180日を超える場合は、「人道上の真にやむを得ない事情又はこれに相当する特別の事情」があることについて、より慎重に審査する。なお、「人道上の真にやむを得ない事情又はこれに相当する特別な事情」があると認められる場合とは、例えば、入国後の事情変更が疾病等の事由に基づくもの等引き続き

在留の継続を認めるべき事情があり、更新の理由が真にやむを得ないものと認められるものをいう。

イ 変更許可申請の取扱い

「短期滞在」の在留資格を有する者からの在留資格の変更については、やむを得ない特別の事情があることを要する。

(注) 

ウ その他

当初から長期滞在の目的を有する者から「短期滞在」での入国の可否について行政相談等があった場合には、入国目的に応じた査証（在留資格認定証明書を含む。）を取得するよう指導する。

4 立証資料

入国・在留目的を明らかにする資料並びに滞在中の経費及び出国のための手段又は費用を有していることを明らかにする資料として、必要に応じ、次のようなものの提出又は提示を求める。

(1) 入国・在留目的を立証する資料

ア 観光の場合

- (ア) 滞在日程表
- (イ) 観光地に関するガイドブック等の資料
- (ウ) 宿泊先の予約証明

イ 親族訪問の場合

親族との関係を証する資料

ウ 商用の場合

- (ア) 訪問先に関する資料
- (イ) 会議に関する資料
- (ウ) 滞在中の待遇を明らかにする資料
- (エ) 活動内容を明らかにする資料（企業間の契約書等）

エ その他

- (ア) 診断書（病気見舞いや治療を目的とする場合）
- (イ) 招待状（親族訪問，友人訪問等）

(2) 滞在中の経費及び出国のための手段又は経費を支弁できることの立証資料

- ア 帰国用航空券等
- イ 本邦滞在に必要な一切の費用を支弁できることを説明する資料
- ウ 預金残高証明書

5 在留期間

(1) 上陸許可時

ア 査証の発給を受けている場合

査証に付された在留期間に応じた在留期間を決定する。

イ 査証免除取決めの対象者の場合

原則として、取決めにより15日以下の期間を決定することとされている場合は15日とし、その他の場合は90日を決定する。ただし、本庁から別途指示する場合はそれによる。

ウ 14日以下の在留期間の決定

本庁から別途指示する場合に限る。

(2) 他の在留資格からの変更許可時

ア 出国準備を理由とする変更を許可する場合は、出国便が確保され、確実に出国が見込まれるときに限り、15日、30日又は90日うち出国予定日を含む必要最小限の期間を付与する。

イ 滞在予定期間に応じ、15日、30日又は90日いずれかの期間を決定する。

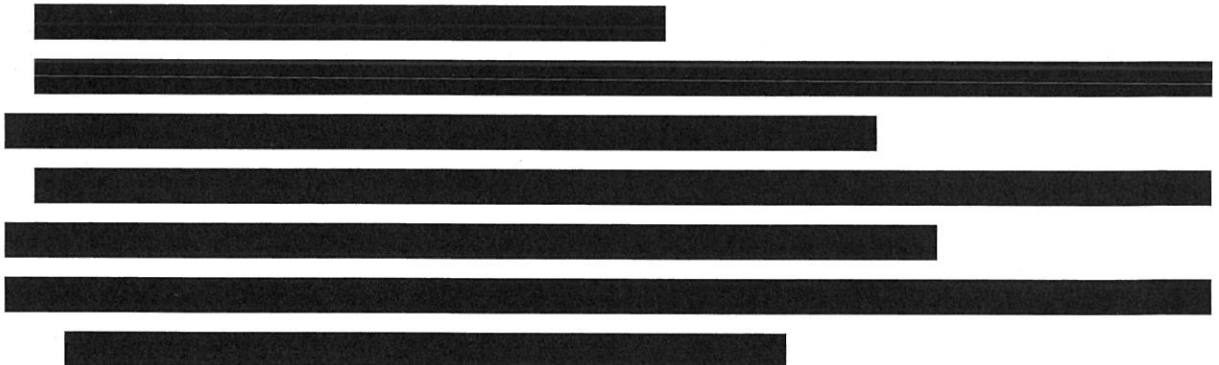
(3) 在留期間の更新時

原則として上陸許可時に与えられた在留期間と同一の期間とする。ただし、特別な事情が認められる場合は、期間を伸張又は短縮することができる。

(注) 在留期間の更新により、本邦での滞在期間が1年のうち180日を超える場合は、「人道上真にやむを得ない事情又はこれに相当する特別の事情」があると認められる必要がある。例えば、入国後の事情変更が疾病等の事由に基づくもの等、引き続き在留の継続を認めるべき事情があり、更新の理由が真にやむを得ないものと認められるもの等をいう。

第2 応用・資料編

1



2 商品の宣伝活動について

(1) 事例

外国の会社と本邦の会社との契約に基づき、本邦の百貨店で開催される物産展において、当該外国の伝統工芸品・料理の製作実演及び文化交流としての演舞を行うもので、滞在費、旅費及び食費を日本側が負担する。

(2) 決定する在留資格

ア 滞在費等の実費の負担は認められるが、報酬が支払われず、商品の宣伝を目的としており、商品の販売が行われない場合、「短期滞在」に該当する。

イ 契約に基づいて商品の宣伝活動が行われ、報酬が伴う場合、「興行」に該当する。

(注) 報酬として申請人に支払われる金額は必ずしも低いものではなく、「興行」の基準の「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬」であること。

3 国際仲裁代理を行う外国弁護士等に係る取扱いについて

国際仲裁代理を行う外国弁護士等に係る取扱いについては、「外国弁護士による法律事務の取扱に関する特別措置法」(昭和61年法律第66号)の一部を改正する法律が平成8年9月1日施行され、これにより外国弁護士は、外国において受任した国際仲裁事件の手続についての代理(以下「国際仲裁事件」という。)を行うことができることとされた。この改正により、民事、商事の分野において国際間で発生した紛争を解決するために我が国の企業又は個人が外国弁護士と契約し、当該企業又は個人に係る業務を遂行することを目的とした我が国への入国が可能となるよう、基準省令及び特定活動告示が改正された。

(1) 我が国の企業等本邦の公私の機関との契約に基づき報酬を受けて国際仲裁代理を行うために本邦に入国しようとする外国弁護士については、在留資格「技術・人文知識・国際業務」に該当する。この場合、一般に課せられる学歴・実務経験要件及び報酬要件を適用しない。

(2) 本邦の公私の機関ではないもの(事業主体性のない個人)との契約に基づき報酬を受けて国際仲裁代理を行うために本邦に入国しようとする外国弁護士については、特定活動告示第8号に該当する。

(3) 依頼主が外国にあるか否かにかかわらず報酬(本邦内での役務提供の対価)が支払われない場合は、在留資格「短期滞在」を付与する。

(注1) 国際仲裁代理のために「短期滞在」の在留資格で在留中の者から、引き続き在留する必要がある旨の申立があった場合には、在留期間の更新許可申請を受け付け、本庁(在留管理支援部在留管理課)に連絡の上その指示を受ける。

(注2) 「短期滞在」の在留資格で入国後に正式の受認契約を締結したことを理由に「技術・人文知識・国際業務」又は「特定活動」の在留資格への変更申請があったときは、上記(注1)と同様に申請を受け付け、本庁に連絡の上その指示を受ける。

(4) 在留資格認定証明書交付申請、在留期間更新許可申請及び在留資格変更許可申請に当たって提出を求める資料は、次のとおりとし、報酬額や最終学歴等基準省令上適用が除外されたものに関する事項の立証は求めない。

ア 外国において弁護士としての資格を証明する文書

イ 国際仲裁代理を外国において依頼され又は受任した旨を証明する文書

ウ 依頼主が事業を営むものである場合にはその事業内容を明らかにする資料